

# 確 約 書

令和 年 月 日

富 士 市 長 宛

住 所  
申 請 者  
氏 名

私は、富士市森林墓園の墓所の使用に係る申請にあたり、法令、富士市森林墓園条例、富士市森林墓園条例施行規則の規定を遵守し、墓所を使用することを確約いたします。

なお、この確約に違約があった場合は、富士市森林墓園条例の規定により使用承認の取消し等の処分を受けても、何ら異議を申し立てません。

※ 申請にあたっては、富士市森林墓園条例及び富士市森林墓園条例施行規則を必ずお読みのうえ、下記事項にご留意ください。

～富士市森林墓園条例の一部抜粋～

第10条 使用者は、墓園の維持及び管理のための必要な経費として、別表に定める管理料を毎年度納入しなければならない。

(管理料の納入に不履行が生じた場合、徴収を担当する部局に対して徴収に必要な個人情報を提供いたします。)

第12条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、使用者が墓所の使用の承認を受けた日から起算して2年以内に未使用のまま墓所を返還したときは、使用料の2分の1に相当する金額を還付する。

(2年以内の返還であっても、納骨及び碑石等の建立があれば還付はできません。)